

〈論 文〉

18世紀中葉～19世紀初頭のイングランド社会の 結婚パターンとその思想史的意義

——ハードウィック結婚法をめぐるバークとマルサスの見解を手がかりにして——

中 澤 信 彦*

I 問題設定

ヨーロッパの経済的・文化的なテイクオフに家族制度や結婚パターンが果たした役割の大きさを否定する研究者はほとんどいないであろう。とりわけ、ピーター・ラスレット（Peter Laslett, 1915–2001）の主催する「人口史・社会構造史に関するケンブリッジ・グループ（Cambridge Group for the History of Population and Social Structure）」は、家族制度や結婚制度をめぐる歴史研究の拠点として、多くの画期的な研究成果を残してきた。それらの1つとして、歴史人類学者アラン・マクファーレン（Alan Macfarlane, 1941–）の一連の研究が挙げられる。

Macfarlane [1978] [1986] によれば、中世以来、イングランドはその家族制度（親子間の権威の不在）と土地制度（土地所有の単位が世帯や家族でなく排他的な個人であったこと）ゆえにヨーロッパ諸国の中で個人主義の原理がとりわけ発達していた国であり、それゆえ個人主義の原理にもとづく独特な結婚パターンが優勢であって、人口学的な「マルサスの罠（the Malthusian trap）」（食糧生産増加率よりも人口増加率のほうが高いために、人口増加で労働投入量が増えても結局1人あたりの食糧分配は減ってしまう）を逃れ、避妊でなく晩婚・未婚率の上昇による少産少死へいち早く移行したことで、産業化へのテイクオフの準備に成功した、とされる。

マクファーレンはその独特な結婚パターンを以下のように描き出す。すなわち、イングランドでは、とりわけ中下層のひとびとの間で、結婚相手の選択や結婚時期の決定が心理学的な目論見（＝性欲、孤独の嫌悪、ロマン主義的恋愛感情）と経済学的な目論見（＝社会的上昇意欲、生活水準の維持と向上に対する計算）との比較考量という個人主義的な原理にもとづいて行われるのが中世以来一般的であり、両親・親族によって調整されることは一般的でなかった。上流階層では、中下層と比べると、家系を永続させようとする両親・親族の願望・欲求の影響力が大きく、調整婚の圧力が間違いなく強かったが、それでも中下層の個人主義的価値観は確実に上層にも浸透し続けていた。とりわけマルサス（Thomas Robert Malthus, 1766–1834）の生涯とほぼ重なる18世紀後半から19世紀前半は、そうした個人主義的価値観の上流階層への浸透がとりわけ顕著な時代であり、彼の『人口の原理に関する一試論（*An Essay on the Principle of Population*）』（初版1798，以下『人口論』と略記）こそ、そうした個人主義的価値観およびそれにもとづく人口調整メカニズムのありようを最も典型的に描き出した書物である、とマクファーレンは考えた。それゆえ彼は、このようなイングランドに独特な結婚パターンを、「マルサス主義的結婚システム（the Malthusian marriage

* 関西大学経済学部教授

system)」と名づけた。

マルサス主義的結婚システムがどのようなかたちでイングランドの経済成長の急上昇をもたらすことになったのか…。結婚構造は無数の連関する特徴から成り立っているが、そのうちで最も重要な特徴は、結婚年齢の変動である。これは人口成長が資本の蓄積にとって障害になっている時期には結婚年齢を晩婚レベルにまで押し上げ、労働需要がある時期にはそれを押し下げるようにはたらく。これと連動していたのが、時として、結婚せず、確定した役割を与えられている人の比率を大きくする選択的な結婚パターンであった。結婚は自動的なものではなく、男たちと女たちの双方がおこなう費用効果分析の結果下される1つの選択であった。このような選択自由な結婚は、誰と結婚すればよいのか、誰と結婚すべきでないのかということについての標準的な、肯定的あるいは否定的な強固な規準がないことを基盤にしていた¹⁾。

この「マルサス主義的結婚システム」が、「最初の工業国家」生誕の謎を解き明かす有力な仮説の1つであることは間違いない²⁾。とはいえ、当然のことながら、この仮説にまったく疑問の余地がないわけではない。例えば、エドワード・トムスンや近藤和彦らは、マルサスの活躍した18世紀後半から19世紀前半の時期に民衆の間で広く了解された慣行である「女房売り (the sale of wives)」などに着目して、婚姻関係の解消・移動に際して当事者だけで勝手に変えられず共同体による承認が必要であった歴史的事実を浮き彫りにしている³⁾。これによって中下層のうちの少なくとも下層に関しては、結婚における個人主義的原理と同じくらい共同体の規範が強力に作用していたことが知られている。したがって、マクファーレンはイングランド社会の歴史を過度に個人主義的に描いてないか、という疑問が浮かび上がってくるのである。

だが、マクファーレンは、イングランドの個人主義的結婚システムと「女房売り」の慣行を、以下のような解釈にもとづいて整合的に理解しようとする⁴⁾。すなわち、イングランドにおいて結婚は死を例外として解消困難（再婚する権利を伴う離婚の原則禁止）という特質を伝統的に示しており、そのような不自由さへの対抗措置として（非常に高くつく議会制定法による離婚という手段に訴えて離婚を勝ち取ることができた最上層部のひとびとを除く）大多数の国民の間で内縁婚が普及していたが、ハードウィック結婚法（1753年制定、1754年施行、1823年廃止、第Ⅱ節で詳説する）が内縁婚を困難にしたために、最下層のひとびとは「女房売り」によって離婚問題を解決しようとしたのだ（ただし最上層部と最下層部の中間にいた大多数のひとびとには解決策は何もなかった）、と。

このハードウィック結婚法について、マクファーレンは次のように評している。

イングランド法が初めて大陸の法律にわずかながら接近したのは、皮肉なことに、1753年のハードウィック卿の結婚法…であった。イングランド法の下で、寡婦あるいは男やもめでない

1) Macfarlane [1986] p. 32. (邦訳 390 ページ)。以後、本論文中のすべての引用において、【 】による挿入は原文、〔 〕による挿入は筆者（中澤）である。

2) 「マルサス主義的結婚システム」については、安元 [2016]、柳田 [2013] もあわせて参照されたい。

3) Thompson [1993 (1991)] pp. 404-66. 近藤 [2014 (1993)] 13-72 ページ。

4) Macfarlane [1986] pp. 223-7. (邦訳 274-80 ページ)。

場合の、21 歳未満⁵⁾の者の結婚が、両親もしくは保護者の同意がない場合には非合法であるとされたのは、ほかならぬ、多くの注釈者たちが、両親による調整婚から個人による結婚への大きな推移が生じたと考えた時期であった。…／こうしてイングランドでは法律が整備されたわけだが、両親の同意が不要であり続けたアメリカやスコットランドでは何も変わらなかった。…／…イングランドでは、【(ハードウィック結婚法による) 1754 年から 1823 年にかけての欠落期があったものの】12 世紀から 20 世紀にかけて、両親、雇用主、友人といったひとびとが個人に対してさまざまな助言を与えることができたし、物質的、道徳的および経済的に非常に大きな圧力を加えることができたが、究極的には——男子の場合で 14 歳以上、女子では 12 歳以上の——2 人の誓いの言葉が、破ることのできない結婚を成り立たせることになっていたのである。そこに、個人主義的で契約的な結婚システムの非常に壊れやすい基盤があったと想像するのは困難である⁶⁾。

また、次のようにも評している。結婚は

もともと純粋にカップルだけが加入する個人的、私的、および民事的な契約であった。聖職者が立ち会う必要もなければ、何らかの宗教的な儀礼が必要であったわけでもなかった。結婚は、結婚予告あるいは結婚許可証が無くても、いかなる時期においてであれ、いかなる建物においてであれ、有効とされた。これは、アングロ＝サクソン時代から 1753 年のハードウィック卿の結婚法まで続いた。しかし、次第に国教会は結婚を神に関係する事柄であると考え始めた⁷⁾。

結婚に「両親の同意を必要としていなかった事実」こそが「何世紀にもわたって他の多くの社会とは区別されるイングランドの結婚システムの中心的な特徴の 1 つ」⁸⁾であることを強調するマクファーレンの解釈に従うと、このハードウィック結婚法は、イングランドの強靱な個人主義の伝統からの一時的な逸脱であり、中下層の個人主義的価値観が着実に成長・発展をとげて上層へと浸透してきたことに対する上層からの家父長制的な反動にほかならない、ということになる。そして、このような悪法に積極的な支持を与える者は、イングランドの強靱な個人主義の伝統を（マルサスが理解したように）正しく理解できず、それゆえ時計の針を誤って（逆回転させたと言わないまでも）止めようとした、というきわめて低い評価に甘んじなければならないことになる。

本稿がこれから考察の俎上に載せようとするのは、このハードウィック結婚法をめぐるパーク（Edmund Burke, 1729/30-97）とマルサスの見解の相違とそれを引き起こした原因である。かつ

5) 邦訳では「21 歳以下」となっていたが、原語は 'under 21' であり、under は日本語の「以下」と異なり、次に来る数字を含まないので、訂正しておいた。

6) Macfarlane [1986] pp. 127-9. (邦訳 149-52 ページ)。

7) Macfarlane [1986] p. 310. (邦訳 378 ページ)。

8) Macfarlane [1986] p. 124. (邦訳 146 ページ)。実際、モンテスキューは『法の精神』(1748)において——つまり、ハードウィック結婚法が制定される以前に——以下のように書いている。「イギリスでは娘たちはしばしば両親に相談することなく、気ままに結婚するために法律を濫用する」(モンテスキュー [1989 (1748)] 中、354-5 ページ)。

て水田洋が、イギリス（イングランド）保守主義の一番打者パークに対して、マルサスを「二番打者」⁹⁾と呼んだように、パークの『フランス革命の省察（*Reflections on the Revolution in France*）』（1790、以下『省察』と略記）とマルサスの『人口論』（特に初版）は、「イギリス（イングランド）におけるフランス革命」論争¹⁰⁾が産み落としたいわゆる二大反革命文書としての地位を歴史上与えられている。また、貧民の境遇の改善への顧慮にもとづいて大規模な公的救済（救貧法）を批判した点でも両者は共通している¹¹⁾。それにもかかわらず、ハードウィック結婚法をめぐるイギリス（イングランド）保守主義の代表的論客と見なされている両者は対照的な立場を示した。これまでの議論からだけでもマルサスがハードウィック結婚法に好意的でなかったであろうことは容易に想像できるが、逆にパークはそれに強い支持を与えたことが知られている。この見解の相違はいったい何に起因していたのか。果たしてパークは、イングランドの個人主義の伝統をマルサスのように正しく理解できず、時計の針を誤って止めようとしたのか。マクファーレンの「マルサス主義的結婚システム」の仮説は、筆者の胸中にこうした疑問を喚起させた。イギリス（イングランド）保守主義の統一性と多様性を解明するための重要なヒントの1つが、こうした疑問の中に隠されているように筆者には思われた。

そこで本稿はハードウィック結婚法をめぐる両者の見解の比較考察を主題として定める。果たしてパークはいかなる根拠にもとづいてハードウィック結婚法を支持し（Ⅱ）、マルサスはいかなる根拠にもとづいてそれに反対したのだろうか（Ⅲ）。両者の見解の比較考察（Ⅳ）から、21世紀に生きるわれわれは何を学びとることができるのか、その一端を試論的に展望したい（Ⅴ）。

Ⅱ パークとハードウィック結婚法¹²⁾

パークが生きた18世紀イングランドの社会では、親が主導権を握る便宜的な結婚でなく自由な恋愛にもとづく結婚を求める傾向が富裕層の若者たちの間でも高まりつつあった。しかし、富裕層の親にとっては、娘が貧しい男と自由な恋愛にもとづいて秘密裏に結婚したりすれば、財産流出の憂き目にあうため、彼らを中心に結婚に関する法律を整備する要求が高まった。そこで時の大法官ハードウィック卿（Philip Yorke, 1st Earl of Hardwicke, 1690–1764）が秘密婚を取り締まる法案を作成し、1753年結婚法——通称「ハードウィック結婚法（Hardwicke's Marriage Act）」、正式名称「秘密婚をよりよく取り締まるための法律（An Act for the Better Preventing of Clandestine Marriages）」——が制定された。この法律は18世紀における貴族主義的立法の中で最も悪名高いものの1つであったとしばしば言われる。この法律の特徴は2点ある。第1に、未成年者（イングランドでは21歳を成年とする）の結婚において親の権限を絶対的なものにしたことであり、第2

9) 水田 [1969] 26 ページ。

10) 中澤 [2009] 14–31 ページ。

11) Himmelfarb [1983] pp. 64–132. 中澤 [2009] 14–31 ページ。

12) 先行研究として、ハードウィック結婚法については, Lemmings [1996], O'Connell [1999], Outhwaite [1995], Probert [2009], 岩田 [2002] 1–40 ページ, ギリス [2006 (1985)] を参照した。また、ハードウィック結婚法に対するパークの見解については, Botting [2006] pp. 76–80, Lock [1998] pp. 483–4, Zerilli [1994] pp. 77–8 を参照した。

に、教会挙式婚に厳格な法的拘束力を持たせたことである¹³⁾。こうした規定は、貴族の娘との結婚による出世を夢見ていたひとびとにとって、貴族の閉鎖的性格を強めるものでしかなく、不評であった。

ウィッグ党カントリ（在野）派の有力議員チャールズ・ジェームズ・フォックス（Charles James Fox, 1749-1806）は、彼自身が秘密裏に結婚した両親の子だった——父親は政治家ヘンリー・フォックス（後の初代ホランド男爵）（Henry Fox, 1st Baron Holland, 1705-74）——こともあり、この法律に対して親譲りの憎悪を抱いていた。そこでフォックスは1781年5月にその抜本的な改正法案を提出した¹⁴⁾。それは満18歳に達した男性と満16歳に達した女性は親の同意なしでも自由に結婚できることを提案するものだった。

パークは、1781年6月15日に下院で行われた『結婚法改正法案に関する演説（*Speech on Bill to Amend Marriage Act*）』において、自分が属する党派の有力議員（すなわちフォックス）の主張に背を向けて、1753年結婚法の堅持（改正反対）の論陣を張った¹⁵⁾。彼はこの演説を次のように始める。

この法律〔＝ハードウィック結婚法〕は2つの（*two*）原理にもとづいている。第1に、親の同意のない結婚が有効であるためには年齢が満21歳に達していなければならない。第2に、すべての結婚は公的（*public*）でなければならない。／名誉ある発議者〔＝フォックス〕の提案〔＝満18歳に達した男性と満16歳に達した女性は親の同意なしでも自由に結婚できる〕は最初の原理に充てられている。彼の動議は疑いなく公平で名誉に値するものである。父親思いの彼は、父権の効果をどの程度減じるのかを考える際にも父権の影響下にある。自然で彼にとって必然的だが正真正銘の誤謬に導かれて、普通の人間は〔弱冠19歳で下院議員として政界に入った〕自分と同じ速度で判断力や理解力の成熟を示すようになる、という〔誤った〕見解を抱くに至っている¹⁶⁾。

パークは演説を続ける。

今や問題なのは、法律が未成年という人生の状態を承認し保護するべきか否か、ではないし、

13) 違反者は重罪に処せられるため、ハードウィック結婚法は秘密婚を根絶した。しかし、この法律には抜け穴があった。法案に対してスコットランドから猛烈な反発があり、スコットランドでの適用を除外した形で成立したため、イングランドでは禁止された秘密婚が、スコットランドでは依然として可能であった。スコットランドでは立会人が2人いれば婚姻は成立する。イングランドで結婚できないカップルは、スコットランドに駆け落ちして結婚することになった。岩田託子によれば、「従来の多彩な「秘密婚」は、ハードウィック婚姻法^マによってスコットランド「駆け落ち婚」へと一本化された」と見なしている（岩田 [2002] 29 ページ）。

14) チャールズ・ジェームズ・フォックスは、1781年5月に先立つ1772年4月に、この法律の改正案を提出したことがあるが、下院においてそれは最初の評決を一票差で持ちこたえたものの、後の評決で否決された（Outhwaite [1995] p. 113）。また、父ヘンリー・フォックスの同法への批判的態度については、ギリス [2006 (1985)] 222 ページを見よ。

15) その後深刻化したパークとフォックスの対立が「ウィッグの分裂」を引き起こした経緯については、中澤 [2009] 第6章および Nakazawa [2012] を参照されたい。

16) Burke [2015 (1781)] p. 95.

未成年状態として規定されている期間がイングランド法において不当に引き延ばされているか否か、でもない。これらのどちらも一般的な問題ではない。唯一の問題は、夫婦関係を〔イングランド法の〕一般的規則から除外すべきか否か、すなわち、親の同意なしで夫婦関係の契約を結ぼうとする両性の未成年者に対して、それ以外の契約を結ぶ能力をまだ持っていないにもかかわらず、夫婦関係の契約を結ぶ能力を有していると認めるべきか否か、である。今や私にとって、彼らにそれを認めるべきでないことは明らかなように思われる。単なる動物(*animal*)としての生殖活動が夫婦関係の唯一の目的である、と考えるのは大いなる誤りである。夫婦関係なるものが設けられているのは、人間の増殖のためだけでなく、彼らの栄養摂取、彼らの教育、彼らの立身出世のためでもあるし、理性的・道徳的存在〔である人間〕のすべての目的に応えるためでもある。そして、共同社会を構成する市民の数ばかりでなく、市民の有能さについて考えることも、共同社会の義務なのである。／きわめて確かなのは、男性たちは十分な生殖能力を手に入れたずっと後ようやく十分な肉体的強靱さを獲得する、ということである。思慮深い精神や、家族を養うための職業上の技能の習得については、言うまでもない。したがって、いかなる男性であれ、共和国を構成する市民であれば当然身につけているはずの自活能力と教育を自分の子どもに与えられるだろうという合理的な保証が与えられる前に、市民としての能力と権威を彼に認めるのは、社会の全秩序とまったく相容れない。いや、むしろ、根本的な不正である。なぜなら、十分な生活維持手段を持たないで家族を増やす男性は、他の男性たちに自分の子どもを押し付けているのであって、他の男性たちがこれまでのように自分たちの子どもを維持することを不可能にするからである。1人の男性の先見の明のない結婚は、残りのすべての秩序だった規律正しい結婚に重い負担としてのしかかるからである¹⁷⁾。

パークは21歳に満たない男女の秘密婚を厳しく批判する。なぜなら、彼らは自分たちの子どもの幸福のみならず、国家という共同社会の安定性をも危うくしかねないからである。ほとんどの男性は、子どもを自力で養うことができるようになる前に、肉体的生殖能力を手に入れてしまう。だからこそ、自力で養えない子どもを産んでしまいがちな年少者の出産を規律正しい結婚を行った他の市民に負担をかけるものとして政府が制限しようとするのは賢明な措置であり、21歳はこうした制限が解除される年齢として適切である。

ここでパークが家族(家庭)をより大きな共同社会である国家の存立基盤をなすものとして位置づけていることに注目したい。子どもを「産み」市民として「育て」「教育」することは親の役割であり、家庭が市民を創造するのである。パークは『省察』で「われわれは、公的な愛着を家族の中より始める」¹⁸⁾と書いているが、この「愛着」を「義務」に置き換えれば、パークは同じことを言っていることになる。また、パークは『省察』で「国家(the State)は…一時の、朽ち果てるべき性質を持った、低次元の動物的生存に役立つだけの物資についての組合ではない」¹⁹⁾とも書いているが、これは人間の夫婦生活が単なる「動物」的な生殖活動を目的とするものではないというこの演説における彼の主張と呼応している。すなわち、個人は家庭生活を通して独立や秩序の価値、自

17) Burke [2015 (1781)] pp. 95-6.

18) Burke [1989 (1790)] p. 244. (邦訳249ページ)。

19) Burke [1989 (1790)] p. 147. (邦訳123ページ)。

由の真の価値に目覚め、それが国家という共同社会を支える市民としての意識の足掛かりとなる、というわけである。フォックスの提案は、ハードウィック結婚法の最初の原理だけに充てられ、第2の原理、すなわち、「すべての結婚は公的でなければならない」ことを視野の外に置いてしまっている。

ハードウィック結婚法は、裕福な家が同じくらい裕福な家と縁組をはかることを促進するから、結果として富の再分配の機会は減ることになる²⁰⁾。実際のところ、ハードウィック結婚法の狙いの1つは、財産の家族的性格を守ること、財産が個人によって不安定に一時的に所有されることを防止することにもあった²¹⁾。この意味で、ハードウィック結婚法は国民の一部にすぎない富裕層を優遇する法律にほかならず、公共の利益という観点からこれに支持を与えることはできない、という批判についてはどう考えるべきだろうか。パークはこのように述べる。

私は〔結婚法〕廃止の根拠の本質がもう少し注意深く考察されることを願う。この法律には偉大な家族の権力を累積・維持し、富に富を付け加える傾向がある、と言われる。その通りかもしれない。〔しかし、〕国土に最大の利害関係を有しているひとびとを利することなしに、共同社会を利するいかなる法や統治の原理も確立できるはずがない²²⁾。

もし「国土に最大の利害関係を有してきた」ひとびとを擁護する法律が「貴族主義的」であるとするならば、パークは自分自身が「貴族主義的原理を奉じる者」²³⁾であるとも公言している。

また、父権についてはどう考えるべきだろうか²⁴⁾。父親とは強欲な生き物であって、結婚する子どもの幸せを無視してでも、一家の財産を維持し増やそうとするものだ、という批判に対して、パークはこのように返答した。

あなたがたは父親の強欲さの原理を怖れている。しかし、この場合、強欲さの原理がかなりの程度で和らげられていることに注意されたい。それは〔子どもからの〕委任による強欲さであり、それ自身によってもそれ自身のためにも機能せず、親の愛情を媒体として子孫のために財を手に入れてやることを意図しているのであって、愛情と強欲さの間に対立はない。／父親の強欲さ、この種の仁愛にみちた強欲さが機能する可能性をあなたがたが警戒している間、別種の強欲さが、すなわち、財産目当ての結婚を狙っている者の強欲さが、むき出しで、手加減な

20) パークのハードウィック結婚法擁護と（後年の『穀物不足に関する思索と詳論（*Thoughts and Details on Scarcity*）』（1795）で十全に展開されることになる）救貧法批判はともに富（資産、所得）の再分配に対する反対論と結び付いている。マルサスも富の再分配に反対したが、彼の場合、そのような反対論と結びついているのは、後に第Ⅲ節で詳しく論じるように、ハードウィック結婚法（のような結婚年齢を制限する法律）批判と救貧法批判なのである。なお、パークの救貧法批判については、中澤 [2009] 34-49 ページ、および、中澤 [2012] 10-2 ページを参照されたい。

21) Lemmings [1996] p. 350.

22) Burke [2015 (1781)] p. 97.

23) Burke [2015 (1781)] p. 96.

24) 「興味深いことに、〔ハードウィック〕結婚法は結婚の決定における母親（*mothers*）の役割に対して終始非協力的であった」（Lemmings [1996] p. 349）。

しで、放置されることになる²⁵⁾。

一般的には、どんな親も自分の子どもをできるだけ有利にしようとするものであるし、それゆえ、親の権威は子どもの利益のために賢明に行使されるだろう。実際のところ、それが乱用される場合もあるかもしれないが、それ以上にありえるのは、それが財産目当ての結婚を防ぐための有益な制限として働く場合のほうであろう。貴族主義的な原理、より一般的に言えば、世襲の原理は、人間本性の構造に深く編み込まれている。パークはこのように考えた。だからこそ彼はこの演説の9年後に『省察』で「財産特有の本質とは…不平等 (*unequal*) という点にある。…われわれの財産をわれわれの家族の手中で永続させようとする力、この力こそ、財産に属する様々な事柄のうちで最も価値あり最も興味あるものの1つ」²⁶⁾である、と述べることができたし、また、「財産の維持…についての安定した方法」が「世の親たちが自分の子どもたちの教育や、世間における彼らの将来の地位の選択に心配りをする」ための「確実な根拠」の1つである²⁷⁾、とも述べることができた。

また、先の引用に示されているような、財産を目当てにした身分違いの結婚に対する批判は、この演説の10年後に公刊された『フランス国民議会への手紙 (*Letter to a Member of the National Assembly*)』(1791)において別の形で再現されている。この著作においてパークは、平民の家庭教師サン＝ブルーと貴族の娘ジュリの身分違いの恋愛を情熱的に描き出したルソーの小説『ジュリ、あるいは新エロイズ (*Julie ou la Nouvelle Héloïse*)』(1761)を、当時とりわけ上流階層の間で一般的であった身分や財産の釣り合いにもとづく結婚に対して根本的な疑義を唱えて既存の階層制を解体させようとする点において、きわめて危険な書物である、として厳しく批判した²⁸⁾。パークは、『結婚法改正法案に関する演説』においても『フランス国民議会への手紙』においても、ロマン主義恋愛の冒険心が財産の不安定化を引き起こす危険性を指摘することによって、財産の安定と（とりわけ恋愛のような激しい）情念の馴化との原理的に相即不離の関係を描き出そうとした²⁹⁾。

しかし、以上のようなパークの主張に納得を示した下院議員はほとんどいなかった。下院では1753年結婚法の貴族主義的原理への嫌悪があまりに強く、改正法案に反対するパークの主張は賛成90票に対して27票しか集められなかった。この改正法案は6月27日に下院を通過したが、その後、7月12日に上院で否決された³⁰⁾。

25) Burke [2015 (1781)] p. 98. Ganz [2013] pp. 31, 34, 42 もあわせて参照されたい。

26) Burke [1989 (1790)] p. 102. (邦訳66ページ)。

27) Burke [1989 (1790)] p. 146. (邦訳122ページ)。

28) 中澤 [2015a] 38 ページ。

29) 財産の安定と情念の馴化との相即不離の関係が、同時代人たちの中ですぐれてパークに特徴的な認識であったと断定することはできない。むしろ、それはハードウィック結婚法の支持者たちに広く共有されていた考え方だったようである。ブライアン・クーバーによれば、「もし結婚法の支持者たちがそれを財産の安定化のための手段として見なしていたのであれば、彼らはそれを愛情の安定化のための手段としても見なしていた。…慎重と結ばれた愛情こそが徳と感情による情念の馴化を可能にし、愛情を確固たる持続的な基礎の上に固定するのだ、と結婚法の支持者たちは主張した」(Cooper [2007] p. 35)。

30) Ayling [1991] p. 93. Outhwaite [1995] pp. 115-6. ハードウィック結婚法は1823年に廃止された。1823年から施行された新しい結婚法のもとでは、「両親の同意が得られていない結婚でももはや無効でなくなった」(Probert [2009] p. 446)。

Ⅲ マルサスとハードウィック結婚法³¹⁾

マルサスの主著『人口論』の主張と論法はよく知られている。もともとそれはフランス革命(1789)に刺激された理想社会論を論駁するために書かれた。ゴドウィン (William Godwin, 1756-1836) らは、下層のひとびとの間での貧困・悪徳の蔓延は社会制度(私有財産制度と統治権力)の改変によって解消できる、という理想社会論を展開した。しかし、マルサスは彼らの主張を以下のように反駁した。そもそも貧困・悪徳の原因は人口と食糧の増え方に原理的な差異があるからだ。人口は(食糧が十分に存在するならば)1, 2, 4, 8…と等比数列的に増加する傾向を持つのに対して、食糧生産は1, 2, 3, 4…と等差数列的にしか増加しない。下層のひとびとの貧困・悪徳は、この自然法則たる人口原理の結果であり、社会制度を改変しても解消できない。万人が自由で平等な理想社会が実現されたとしても、生活状態の改善によって人口が増え始めると、食糧不足が生じ、やがてそれがひとびとの利己的な争いを生み出し、その解決のために再び私有財産制度と統治権力が必要となり、理想社会は崩壊するだろう。現行の救貧法たるスピーナムランド制度(院外救済、物価に連動した賃金補助)に対しても、ゴドウィンの理想社会論に対するのと同じ批判があてはまる。救貧法による富裕層から貧困層への所得の移転は、食糧を増加させることなく人口を増加させるので、救済されるはずの貧民の状態をいっそう悪化させてしまうだけである。このような論理によって、マルサスは困窮者が救済を受ける権利を否定した。貧困の原因は人口抑制を行わない困窮者自身に求められた。

マルサスによれば、現実の人口は食糧生産の水準まで妨げられる。その方法には、「積極的妨げ(positive check)」と「予防的妨げ(preventive check)」の2種類がある。前者は棄児、姥捨て、飢饉、疫病、戦争などによって生まれた人間が死んでいくこと(死亡率の上昇)、後者は家族の扶養が困難なために結婚を差し控え子どもをもうけないこと(出生率の低下)を指す。前者は貧困を、後者は悪徳を伴う(マルサスは、延期された結婚までの間に何らかの不道徳な行いがあると見ていた)。

しかし、マルサスは『人口論』第2版(1803)の刊行にあたり、初版に大幅な増補改訂をほどこした。分量はほぼ倍になった。初版公刊後に行われた長期の海外旅行で収集された新たな資料と観察事実が追加された。内容的には、ゴドウィンらへの批判は残ったが、力点は人口抑制作用の検討(データによる裏付け)に移された。「予防的妨げ」の1つとして「道徳的抑制(moral restraint)」が新たに追加されたのも大きな変更点の1つである。道徳的抑制とは、悪徳を伴わない(=結婚前の厳格な禁欲を伴う)晩婚であり、唯一の望ましい人口抑制方法である³²⁾。その社会的条件は私有財産制度である。この制度の存在によって、ひとびとは生活の見通しがつき、家族を養う能力が身につくまで結婚を延期しようとする気持ちになるわけである。

初版公刊後に行われた長期の資料収集旅行に関して、マクファーレンは「マルサスは…ノルウェーを旅行する必要はなかった。というのは…晩婚と非婚という方法による予防的妨げの最も極端な例

31) 本節の最初の3つの段落において、中澤[2015b]の一部を再利用した。

32) 道徳的抑制(晩婚)による人口抑制を考えたマルサスに対して、産児制限(避妊)によって人口を抑制しようとする考え方はネオ・マルサス主義と呼ばれる。

がすでにイングランド本国において見られたからである」³³⁾と評しているが、実際、マルサス自身が『人口論』の中で、イングランドにおいて予防的妨げがあらゆる社会的階層にかなりの程度普及していることの具体的事例を、イングランド社会の4つの主要な社会集団——富裕層、中産層、賃金労働者層、使用人層——のそれぞれに即して紹介している。

この国〔＝イングランド〕の社会をざっと見渡しただけでも、すべての階層にわたって、人口に対する予防的妨げがかなり普及していることを確信せざるをえない。主に都市で生活する上流の階層の人々は、容易に不義密通にふけることができるために、しばしば結婚しようとする気持ちに欠けている。そして他のひとびとは、家族を持てば支出を切り詰めたり楽しみを失わなければならない、と考えて結婚を思いとどまる。…／ジェントルマンの階層との交際がかるうじてできるくらいの所得しか持たない教養人は、結婚して家族を持てば、社会で農民や商工業者と同程度の交際しかできなくなってしまうことを絶対に確信しているに違いない。…／商工業者や農民の息子は、何らかの職業または耕作地にありついて家族を養っていくことができるようになるまで、結婚をしてはならないと戒められており、この忠告には従わねばならないと考えるのが普通である。しかし、かなり歳をとってからでないと、こういうことはまず起こり得ないだろう…／1日に18ペンスないし2シリングを稼ぎ、独身で安楽に暮らしている労働者が、1人を養うにも十分とは思われないこのわずかな給料を、4人あるいは5人に分けることにはやや躊躇するであろう。…独立への志向は、たしかに誰もが消滅することを欲しない感情である。しかし、イングランドの救貧法は、とりわけこの感情を徐々に弱め、結局は、おそらくこれを完全に破壊してしまうのに最も適した制度であると言わなければならない。／富裕な家庭で暮らす使用人があえて結婚しようとするれば、一層強力な制約を突破せねばならない。…現在は安楽な境遇にあるが、彼らが結婚した場合、その見通しはどうであろうか。…彼らの大多数は、暗い将来の見込みに阻まれて、現在の独身状態に甘んじてとどまるのである。／イングランドの社会状態についてのこうした描写が真実に近いものならば、人口に対する予防的妨げはこの社会のすべての階層にかなりの力をもって作用していることが認められよう³⁴⁾。

33) Macfarlane [1986] p. 8. (邦訳9ページ)。

34) Malthus [1989 (1803-1826)] I, pp. 250-2. この一節は『人口論』の第2版(1803)から第6版(1826)までのすべての版に登場する。マルサスは、この一節を含む章「イングランドにおける人口に対する妨げについて」が「1801年に結果が公表された第1回人口調査直後の1802年に執筆された」と注で断っている。斎藤修はこの一節を引用しつつ以下のように評する。「興味深いことに、戦後の歴史人口学の研究成果は、この第2版以降におけるマルサスの見解を支持しているのである。／…この点は、トニー・リグリィに率いられたケンブリッジ・グループ・チームの、イングランド人口史再構築への地道な実証的努力によるところが大きい。…／…ここでは、第2版以降におけるマルサスの認識——西欧においては、「過去におけるよりも、また世界のより未開な地域よりも」、人口増加の「積極的」なチェックは重要ではなく、結婚を通じた「予防的」な人口抑制が広まっており、したがって出生率の水準は高くなく、人口数も目いっぱい多くなかったという認識が、生活水準の東西比較論へもった意味を確認しておきたい。それは、人びとの生活水準が、生存ぎりぎりの水準よりは上のレベルで高止まりをする余地を与えていたという解釈を可能とする考察だったからである」(斎藤 [2008] 17-8 ページ)。

マクファーレンは、この一節を引用しつつ、「マルサスは、大部分のひとびとが合理的な経済行動をとって、結婚を遅らせるであろうということについて、何の疑いも抱かなかった。したがって、早婚を規制する法律をつくる必要はまったくなかったのである」³⁵⁾と評した。しかし現実には、「早婚を規制する法律」と言いうるハードウィック結婚法が依然として存在していた。それでは、マルサスはハードウィック結婚法に対してどのような態度を示したのか。

以下に引用する一節では、ハードウィック結婚法がはっきりと名指しされておらず、マルサスの念頭にそれがどの程度具体的に思い浮かべられていたのかは定かでないけれども、「結婚年齢を制限する…実定法」に対するマルサスのあからさまな批判は、ハードウィック結婚法に対する批判を事実上内包していると考えられる。

私は、貧民の結婚を禁止する法律を提唱していると非難されている。これは事実ではない。私はこのような法律を提案するどころか、家族を扶養する見込みもなしに結婚しようとする人でも、その完全な自由を持つべきだと私は明言してきた。また私の述べたことから誤った推論を引き出したひとびとが、私に対して何らかの禁止的な提案を妥当なものとして示唆するたびに、私はそれらを断固として一律に退けてきた。実際に私は、結婚年齢を制限するいかなる実定法も不正かつ不道德だと確信している。そして平等の制度と救貧法の制度【この2つは出発点ではいかに異なっていようと、同一の結果〔＝人口増加〕を生みそうな性質を持っている】に対する私の最大の反対論は、これらの制度が有効に実施される社会が〔人口抑制に失敗して〕、ついに普遍的欠乏か、あるいは結婚を直接的に規制する法律の制定 (the enactment of *direct laws against marriage*) のいずれかを選ばなければならないという悲惨な二者択一状況を余儀なくされるであろうということである。／私が実際に提案しているのは、これとは非常に異なった方策である。それは救貧法をゆっくりと、きわめてゆっくりと廃止すること (the *gradual and very gradual abolition of the poor-laws*) である³⁶⁾。

今日のイングランドでは、救貧法の制度が存在しているために、その救済対象である下層の困窮者たちは、物価に連動した賃金補助による見かけ上の所得増加のために本来発揮すべき合理的な経済行動（生活費の計算）を攪乱され、それが結婚や出産を早期化させ、人口増加を促進し、結果的に「普遍的欠乏」あるいは「結婚年齢を制限する法律」という悲惨な二者択一状況を現出させかねない。この一連のプロセスをマルサスは上の引用で説明しようとしている。(ハードウィック結婚法のような) 早婚を規制する法律が必要だという世間の認識は、救貧法の制度の存在という本来容認すべきでない前提から導き出されたものである。救貧法の(漸次的)廃止によって、われわれはそうした悲惨な二者択一状況から脱出できる、と彼は主張しているのである。

35) Macfarlane [1986] p. 13. (邦訳 15 ページ)。

36) Malthus [1989 (1803-1826)] I, p. 374. この一節を含む章「救貧法について(続)」は、『人口論』第5版(1817)から追加された。マルサスを「貧民の結婚を禁止する法律を提唱している」と非難したのが具体的に誰だったのか、現時点では残念ながら明らかにすることはできなかった。継続課題としたい。

Ⅳ 比較考察

第Ⅱ・Ⅲ節でパークとマルサスのハードウィック結婚法をめぐる見解の概略を知ることができたので、本節では両者の見解を比較考察してみたい。

いかなる人も経済的に自立できる（生活水準を下げないで家族を養える）将来的な見通しが得られるまで結婚を控えるべきである、という考え方をパークとマルサスは共有していた。また、そのような考え方はイングランド社会に広くゆきわたっていた。だが、ひとびとが実際にそのような合理的な経済行動をとっているのか否か、という事実認識をめぐるのは両者の間で相違があった。

『人口論』での例証が示すように、大部分のひとびとはそのような行動を実際にとっているのに、ハードウィック結婚法のような早婚を規制する法律は不必要である、とマルサスは考えた。ひとびとは、ほぼ同じ程度の社会的地位と富を持つ相手と結婚する傾向があるが、マルサスの時代になると、社会的階層制の障壁が下がり——ロマン主義恋愛の冒険心は社会的階層制の障壁を容易に打ち破った！——、ひとびとは結婚によって社会的に上昇することができる反面、社会的に下降することもありえた³⁷⁾。ひとびとはそうしたリスクを考慮に入れたうえで結婚相手の選択や結婚時期の決定を行っていた。マルサスにとって結婚とは、国家による介入を許すべきでない、本質的に私的な決定である。ところが、救貧法という悪法が存在していることで、ひとびとは経済的自立に関する合理的な判断を誤り、結婚（早婚）という私的な選択が社会全体に悪い影響（過剰人口）をもたらしてしまう。結婚の私事性を守るためにも救貧法は断固として廃止されなければならない。

他方パークは、ひとびとが結婚に関して合理的な経済行動をとっている、とマルサスのように信じるのが難しい時代状況の中に生きていたように推察される。マクファーレンによれば、18世紀半ばにはそれまでおおむね26歳で推移していた女性の平均初婚年齢が23歳へと一気に下降した。不義密通の増大のみならず、結婚が以前よりも若い年齢で行われ、しかもそれが全般的な広がりを見せていたのである³⁸⁾。このような社会の変化をパークがどの程度微細に認識していたのか、管見のかぎり、はっきりしたことは言えない。しかし、彼が「若すぎる結婚」に対して抱いた危機感に現実的な裏付けがあったことは確かである。したがって、パークによるハードウィック結婚法支持を「家父長制的な反動」あるいは「時計の針を誤って止めようとした」として否定的に評価することは妥当でない。むしろ、「すべての結婚は公的でなければならない」と主張するパークは、結婚の相手と時期の選択という主題を出発点にして、選択が道徳的な義務や責任の源泉たりうるか、という「選択の自由」をめぐる原理的考察の第一歩を踏み出していたように筆者には思われる。

純粹に私的な選択などありえない。個人のどのような選択も多かれ少なかれ公的な性格を帯びている。なかんずく、結婚の相手と時期の選択は、それが国家の出生力・人口再生産力ときわめて密接な関わりを有している点で、まさに国家という共同社会のあり方を根底から左右する。パーク自身が「十分な生活維持手段を持たないで家族を増やす男性は、他の男性たちに自分の子どもを押し付けているのであって、他の男性たちがこれまでのように自分たちの子どもを維持することを不可能にする」と述べ、だからこそ「いかなる男性であれ、共和国を構成する市民であれば当然身につけているはずの自活能力と教育を自分の子どもに与えられるだろうという合理的な保証が与えられ

37) Macfarlane [1986] pp. 254, 258. (邦訳 311, 316 ページ)。

38) Macfarlane [1986] pp. 25-7, 151-2. (邦訳 30-1, 180 ページ)。

る前に、市民としての能力と権威を彼に認めるのは、社会の全秩序とまったく相容れない。いや、むしろ、根本的な不正である」と述べたように、経済的独立（自活能力）を欠いた結婚の蔓延は国家の不安定要因となる。それゆえ、彼にとっては、経済的独立という道徳的義務が結婚の相手と時期の選択に対して原理的に先立つことになる。しかし、経済的独立は、それが道徳的義務の範疇にあると考えられる以上、法的義務と異なって履行を直接的に強制されてはならず、とはいえ、個人の自発性にゆだねるだけでは履行の不確実性が避けられないことも確かである。パークがハードウィック結婚法を支持した理由の1つとして、おそらくこのジレンマの解決があった。道徳的義務の履行が法によって直接的に強制されてはならないけれども、その履行の可能性が法という間接的手段によって高められることは決して否定されるべきでないし、むしろ積極的に認められるべきである³⁹⁾。ハードウィック結婚法による結婚システムの調整を介して、ロマン主義的な恋愛のような激しい情念が馴化され、経済的独立という道徳的義務の履行可能性が高められると、パークは考えたのだ。

以上のようなパークの思考をより一般的に表現すれば、道徳的な「義務」を伴わない裸の「選択の自由」は国家という共同社会をいとも簡単に解体の危機に直面させる、となる。このことをパークは、夫婦・親子関係から発生する道徳的義務に即して、後年の『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴 (An Appeal from the New to the Old Whigs)』(1791)で次のように述べる。

われわれが広く全人類に負う義務は、断じて或る特定の随意協約の産物ではない。それは人間と人間の間の、そして人間と神の関係に由来し、そしてこの関係は決して選択の産物ではない。…われわれが結婚する場合、確かに選択は任意であっても個々の義務は選択の対象ではなく、状況の本性にもとづいて指図される。われわれがこの世に生まれ落ちる道筋は暗くて究め難く、この自然造化の神秘的過程を生み出す本能もわれわれが作り出したものではない。だがわれわれには知られぬ、否、知られえない物理的原因に由来する道徳上の諸義務は、われわれにも完全に理解できるそのものゆえに不可避的に履行さるべきである。両親は彼らの道徳的關係に同意した事実がないかもしれないが、同意したと否とに関係なく彼らは現実に従来いかなる種類の協約も結ばずにいる子どもたちへの長く続く負担の重い義務を負っている。子どもたちは自己の血縁關係に同意をした事実はないが、彼らの置かれる關係そのものが彼らの実際の同意を俟たずに彼らをその義務へと拘束する——というよりは、むしろ宇宙の予定された事物の秩序に対応するものとしてすべての理性的人間による同意が推定される以上、最初からその同意を内包すると言う方が一層適切である。人間はこのような仕方で特定の両親の社会的境遇に伴う各種の恩恵に浴し、各種の義務を負う形で共同社会の一員となる⁴⁰⁾。

39) したがって、自由民主党による日本国憲法改憲草案の新24条「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わねばならない」(https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)は、家族の尊重という点においてパークの主張と似ているように見えるが、法と道徳とのカテゴリー上の関係という本質的なレベルで両者はまったく異なっている。パークは『穀物不足に関する思索と小論』において、「法に属する事柄」と「習俗だけが規制できる事柄」は「異なった分野」であり、後者を「法律で規制することはできない」という議論を展開している。中澤 [2015a] 42 ページ。

40) Burke [2015 (1791)] pp. 442-3. (邦訳 655-6 ページ)。

パークによれば、夫婦関係に置かれたという事実そのものが、夫と妻に義務を負わせる。同様に、親子関係に置かれたという事実そのものが、両親と子どもに義務を負わせる。同様に、ある共同社会（地域社会や国家）に生まれたという事実そのものが、その者にその共同社会への義務を負わせる。最も小さな共同社会である家族に対する愛着や義務が、より大きな共同社会である地域社会、さらには国家への愛着や義務へとつながる。選択は道徳的な義務や責任の源泉ではない。それを認めてしまうと、別の選択をすることによって、その道徳的な義務や責任を免れることになってしまう。道徳的な義務や責任の源泉は、究極的には、選択の産物ではない「神と人間の関係」に求められる。パークはこのように考えた⁴¹⁾。

ともにフランス革命に反対した2人の保守主義者、パークとマルサスのハードウィック結婚法をめぐる見解の相違の原因は、性的な情念を経済的な合理性に従属させられるかどうかについての事実レベルの認識の相違、そして、結婚という選択行為の本質として公共性と私事性のどちらに重きを置いて理解すべきかという規範レベルの認識の相違、この両者に究極的には求められるように思われる⁴²⁾。

V むすびにかえて

最後に、以上のように把握されたパークとマルサスの思索の今日的意義はどのようなものであるだろうか、試論的に展望することで、むすびにかえたい。

結婚という選択行為を公共性と私事性の対立という観点からとらえる本稿の視点は、学校選択論争をはじめとする教育の私事性と公共性の対立という問題を容易に連想させるだろうが、この問題について筆者はすでに別の論考で詳しく考察しているので⁴³⁾、ここで屋上屋を架すことは避けたい。

そこで、やや突飛に感じられるかもしれないが、本稿でこれまで考察してきたような選択と義務との関係をめぐるパークの思索が、インド系アメリカ人で盲目の心理学者であるシーナ・アイエンガー (Sheena Iyengar, 1969-) の問題意識と根底でつながっている可能性を、指摘しておきたい。

アイエンガーの両親は、シーク教の規範（誰と結婚するかが事前に決められている）に従って、結婚式当日に初めて出会った。シーク教にかぎらず、原理主義に分類される宗教の信徒は、生活のさまざまな場面で選択の自由を制限されていたにもかかわらず、「自分の人生を自分で決めている」という意識を強く持っていた。それはなぜか。誰が選択を行うべきか、選択に何を期待するか、選択の結果をどのように判断すべきかなど、選択に対するひとびとの考え方が、国によって、文化に

41) 中澤 [2015a] 41 ページ。したがって、パークが市場の社会統合力を高く評価していたことは確かだが、それは市場における選択の自由についても道徳的義務にもとづく自己規律（激しい私的感情の抑制）がなされることを前提としていた。個々人は市場での選択行為を通じて道徳性・自己規律を身につけていくのではなく、道徳性・自己規律を身につけた個々人から構成された市場こそが社会統合力を十全に発揮しうる、とパークは考えた。

42) パークに顕著に見られたロマン主義的恋愛への嫌悪は、マルサスにはほとんど見られない。また、パークに顕著に見られた（世襲や時効の原理に代表される）過去の遺産の尊重は、マルサスには希薄である。このような両者のコントラストを出発点に、保守主義とロマン主義の概念上の峻別を通じてイギリス（イングランド）保守主義の思想的系譜をたどる試みとして、中澤 [2016] がある。

43) 中澤 [2015a] 49-53 ページ。広田 [2004] 46-57 ページもあわせて参照されたい。

よってまったく異なっているからである。究極の幸せは、選択を行うことでなく、義務を果たすことで得られることを教える文化もある。親族による取り決め婚の伝統が依然として根強く残るインド社会では、結婚の成功は主に——恋愛結婚のように2人の感情的な結びつきの強さと持続期間ではなく——義務の達成度で測られる⁴⁴⁾。アイエンガーの両親は、

夫として、妻としての務めを果たし、2人の子をもうけ、夫婦仲もまずまずだった。2人のきずなは、きわめて儀式的の高い、結婚式の日を確認されたのではない。むしろ日常生活のちょっとしたことに、本当の意味での結びつきが現れていた。父が母を毎日車で職場に送り届け、キッチンで料理する母の話し相手になってやり、自分の考えやその日あったできごとを母に話して聞かせる、といったことだ⁴⁵⁾。

より一般的に言えば、取り決め婚の場合、結婚した2人を結びつけていたのは、互いに対する義務だけでなく、親族に対する義務でもあった⁴⁶⁾。アイエンガーによれば、「選択は善」という考えは決して普遍的なものではない。それは欧米ではあてはまりやすい考えだが、アジアではむしろある程度の規範をもって決められたほうが、ものごとがうまくいくのであって、そのことはアジア系の子どもをつかった実験⁴⁷⁾ やシティバンク（シティコープ）での調査⁴⁸⁾ で明らかにされている。

このようなアイエンガーの研究は、彼女の出自や身体的ハンディキャップの影響の積極的な産物であろう。目が見えないことで選択を制限されることについてどう思うか、というインタビューに、彼女はこう答えている。選択に制約を課されることで、逆に本当に大切なことだけに目を向け、選択しやすくなる。限られた選択肢を最大限活かすために、創造性を発揮することもまた楽しいのだ、と⁴⁹⁾。

なるほど、彼女の実験結果が示すように、選択を制限されることがむしろ自由や満足をもたらす、という考え方は、アジア系である私たち日本人には、案外、受け入れやすいように思われ

44) Iyengar [2010] pp. 22-45. (邦訳 41-72 ページ)。

45) Iyengar [2010] pp. 38-9. (邦訳 65 ページ)。

46) Iyengar [2010] pp. 39. (邦訳 65 ページ)。パークはアイルランドのカトリック教徒の古来の習俗を擁護したように、インドのヒンドゥー教徒の古来の習俗も擁護した。しかし、もしパークが21世紀に生きていた場合、今もインド社会に根強く残る「名誉殺人」——婚前の性関係、親が認めない婚姻関係などの女性の不道徳な行為がその家族や帰属集団にもたらす不名誉を取り除き、名誉回復の手段として行われる（殺人などの）暴力（田中 [2012] 63 ページ）——の風習を「古来の習俗」として擁護するとは到底思われたい。むしろ、「伝統の現代化」「伝統の読み直し」の失敗例として、それに否定的な評価を与えるのではないか。なぜなら、パークの習俗観には、それを「時効」の論理で擁護するばかりでなく、過去の尊重と「慎慮」にもとづく状況の中での判断との間に絶妙なバランスを見出しながら、それを時代の流れに応じて柔軟に再解釈し発展させていく文化相対主義的側面が見られるからである（中澤 [2015a] 45-9 ページ）。したがって、彼が現代インド社会を考察する場合にも、同様の柔軟性を示したように思われる。したがって、ここでの「親族に対する義務」から「名誉殺人」のような陰惨な事例が読者によって想起されることは、筆者のまったく望むところではない。

47) Iyengar [2010] pp. 45-51. (邦訳 72-9 ページ)。

48) Iyengar [2010] pp. 57-60. (邦訳 86-9 ページ)。

49) Iyengar [2010] 邦訳 379 ページ（訳者あとがき）。

る⁵⁰⁾。また、そうであるからこそ、バークがレッセ・フェールの経済思想の唱道者として解釈されることが研究史上圧倒的に多かったにもかかわらず、筆者はバーク研究に着手した比較的早い時期からバークのそうでない側面を見つめ続けているのかもしれない。本稿で筆者は「マルサス主義的結婚システム」の仮説にもとづくマクファーレンのイングランド史叙述を大枠として否定しないものの、その仮説を通して見える風景の歪み——バークによるハードウィック結婚法支持を「家父長制的な反動」だとする解釈——を是正し、そこから現代的なレレヴァンスを引き出そうと努めた。グローバリゼーションの進展が不可避に思われる21世紀という時代に生きるわれわれは、その進展が個人の選択の自由を増加させ幸福感を高めてくれるとナイーブに期待してよいのかどうか、望んでもいない選択肢を手渡され選択を強制されていないのかどうか、バークの（一見後ろ向きな）思索を手がかりに、今こそ自問してみるべきではないだろうか。

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金・基盤研究（B）「社会学者としてのE・バーク：経済思想と歴史叙述の分析を基軸とした総合的研究」（課題番号：15H03332、研究代表者：中澤信彦、2015-7年度）の研究成果の一部である。

参考文献

- Ayling, S. [1992] *Fox: The Life of Charles James Fox*, London, John Murray.
- Botting, E. H. [2006] *Family Feuds: Wollstonecraft, Burke, and Rousseau on the Transformation of the Family*, Albany, State University of New York Press.
- Burke, E. [1989 (1790)] "Reflections on the Revolution in France," in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. VIII, ed. by L. G. Mitchell, Oxford, Clarendon Press. (半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房、1978年)。
- Burke, E. [2015 (1781)] "Speech on Bill to Amend Marriage Act," in *The Writing and Speeches of Edmund Burke*, Volume IV, ed. by P. J. Marshall and D. C. Bryant, Oxford, Clarendon Press.
- Burke, E. [2015 (1791)] "An Appeal from the New to the Old Whigs," in *The Writing and Speeches of Edmund Burke*, Volume IV, ed. by P. J. Marshall and D. C. Bryant, Oxford, Clarendon Press. (中野好之訳「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」中野好之編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局、2000年)。
- Cooper, B. P. [2007] *Family Fictions and Family Facts: Harriet Martineau, Adolphe Quetelet, and the Population Question in England, 1798-1859*, London and New York, Routledge.
- Ganz, M. J. [2013] "Clandestine Schemes: Burney's Cecilia and the Marriage Act," *The Eighteenth Century*, Vol. 54, No. 1, Spring 2013, pp. 25-51.
- Himmelfarb, G. [1983] *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age*, New York, Alfred A. Knopf.
- Iyengar, S. [2010] *The Art of Choosing*, New York, Twelve. (櫻井祐子訳『選択の科学』文藝春秋、2010年)。
- Lemmings, D. [1996] "Marriage and the Law in the Eighteenth Century: Hardwicke's Marriage Act of 1753,"

50) ドイツの小説家ミヒャエル・エンデは短編「自由の牢獄 千十一夜の物語」（エンデ [2007 (1992)] 211-39 ページ）において、無数の選択肢を与えられた主人公が選択の自由の無意味とそれに起因する恐怖にたえられず、全知全能の神に盲目的に服従していく姿を描き出している。これは、自由を求めてやまない現代人が実のところ自由の牢獄にとらわれているゆえを、風刺的手法によって描き出している作品であるが、そこで「無制約な選択の自由」と「神への絶対的服従」という両極端のみが対置されていることを、アジアとは異なる西欧の自由観のステレオタイプの表現だと解釈することも可能であろう。安富 [2008] 66-75 ページも参照されたい。

- The Historical Journal*, Vol. 39, No. 2, pp. 339-360.
- Lock, F. P. [1998] *Edmund Burke, 1730-1784*, Oxford, Oxford University Press.
- Macfarlane, A. [1978] *The Origins of English Individualism: The Family, Property and Social Transition*, Oxford, Blackwell. (酒田利夫訳『イギリス個人主義の起源 家族・財産・社会変化』リプロボート, 1990 年)。
- Macfarlane, A. [1986] *Marriage and Love in England 1300-1840*, Oxford, and New York, Basil Blackwell. (北本正章訳『再生産の歴史人類学 1300～1840 年 英国の恋愛・結婚・家族戦略』勁草書房, 1999 年)。
- Malthus, T. R. [1989 (1803-1826)] *An Essay on the Principles of Population*, the version published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817 and 1826, ed. by P. James, in 2 volumes, Cambridge, Cambridge University Press.
- Nakazawa, N. [2012] "Malthus's Political Views in 1798: A 'Foxite' Whig?," *History of Economics Review*, No. 56, Summer, pp. 14-28.
- O'Connell, L. [1999] "Marriage Acts: Stages in the Transformation of Nuptial Culture," *differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, Vol. 11, No. 1, Spring, pp. 68-111.
- Outhwaite, R. B. [1995] *Clandestine Marriage in England 1500-1850*, London, The Hambledon Press.
- Probert, R. [2009] "Control over Marriage in England and Wales, 1753-1823: The Clandestine Marriages Act of 1753 in Context," *Law and History Review*, Vol. 27, No. 2, pp. 413-50.
- Thompson, E. P. [1993 (1991)] *Customs in Common*, London, Penguin Books.
- Zerilli, L. M. G. [1994] *Signifying Woman: Culture and Chaos in Rousseau, Burke, and Mill*, Ithaca and London, Cornell University Press.
- 岩田託子 [2002] 『イギリス式結婚狂騒曲 駆け落ちは馬車に乗って』(中公新書) 中央公論新社。
- エンデ, M. [2007 (1992)] 『自由の牢獄』田村都志夫訳 (岩波現代文庫) 岩波書店。
- ギリス, J. R. [2006 (1985)] 『結婚観の歴史人類学 近代イギリス・1600 年～現代』北本正章訳, 勁草書房。
- 近藤和彦 [2014 (1993)] 『民のモラル ホーガースと 18 世紀イギリス』(ちくま学芸文庫) 筑摩書店。
- 斎藤修 [2008] 『比較経済発展論 歴史的アプローチ』岩波書店。
- 田中雅一 [2012] 「名誉殺人 現代インドにおける女性への暴力」『現代インド研究』第 2 号, 59-77 ページ。
- 中澤信彦 [2009] 『イギリス保守主義の政治経済学 バークとマルサス』ミネルヴァ書房。
- 中澤信彦 [2012] 「生存権・福祉国家・共和主義 バーク対ペイン論争を再考する」『関西大学経済論集』第 61 巻 第 3・4 号, 1-33 ページ。
- 中澤信彦 [2015a] 「エドモンド・バーク 「義務」なき「選択の自由」の帰結」佐藤光・中澤信彦編『保守的自由主義の可能性 知性史からのアプローチ』ナカニシヤ出版, 29-60 ページ。
- 中澤信彦 [2015b] 「T・R・マルサス 農工バランス重視の経済発展論の今日的意義」佐藤光・中澤信彦編『保守的自由主義の可能性 知性史からのアプローチ』ナカニシヤ出版, 87-117 ページ。
- 中澤信彦 [2016] 「「バークとマルサス」はどのように論じられてきたのか? 研究史から見えてくるもの」『関西大学経済論集』第 65 巻第 4 号, 35-59 ページ。
- 広田照幸 [2004] 『教育』岩波書店。
- 水田洋 [1969] 「イギリス保守主義の意義」水田洋編『世界の名著 34 バーク マルサス』中央公論社, 5-48 ページ。
- モンテスキュー [1989 (1748)] 『法の精神』野田良之他訳, 全三巻 (岩波文庫) 岩波書店。
- 安富歩 [2008] 『生きるための経済学 〈選択の自由〉からの脱却』(NHK ブックス) 日本放送出版協会。
- 安元稔 [2016] 「結婚制度」マルサス学会編『マルサス人口論事典』昭和堂, 25-8 ページ。
- 柳田芳伸 [2013] 「マルサス主義的結婚システム論の一展開 下層中流階層の家庭生活の分析を通して」柳田芳伸・諸泉俊介・近藤真司編『マルサス ミル マーシャル 人間と富との経済思想』昭和堂, 46-75 ページ。